

◎新潟県告示第1443号

新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程（平成23年2月新潟県告示第128号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。ただし、第3条の改正は、平成26年11月1日から実施する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入札に参加することができる者）</p> <p>第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）第2条の規定により競争入札等に参加することができる者（<u>次条第1項に規定する税について滞納がない者に限る。</u>）</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれにも該当する者で、この章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>次条第1項に規定する税について滞納がない者</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>新潟県に主たる事務所を有する者（以下「県内業者」という。）以外の者（以下「県外業者」という。）</u>にあつては、正本1部、副本1部とする。</p>	<p style="text-align: center;">（入札に参加することができる者）</p> <p>第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）第2条の規定により競争入札等に参加することができる者</p> <p>(2) 次のア及びイのいずれにも該当する者で、この章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>新潟県に主たる事務所を有する者（以下「県内業者」という。）以外の者（以下「県外業者」という。）</u>にあつては、<u>前号の納税証明書のほか、法人税又は所得税の納税証明書</u></p> <p>(4) <u>消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>県外業者</u>にあつては、正本1部、副本1部とする。</p>

(参加資格の承継)

第8条 (略)

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 新潟県の県税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書

(7) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(8) (略)

(9) (略)

3・4 (略)

(参加資格の取消し)

第11条 (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第2条第1項第2号ウに該当しないとき。

(7) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第6号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(参加資格の承継)

第8条 (略)

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

3・4 (略)

(参加資格の取消し)

第11条 (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)